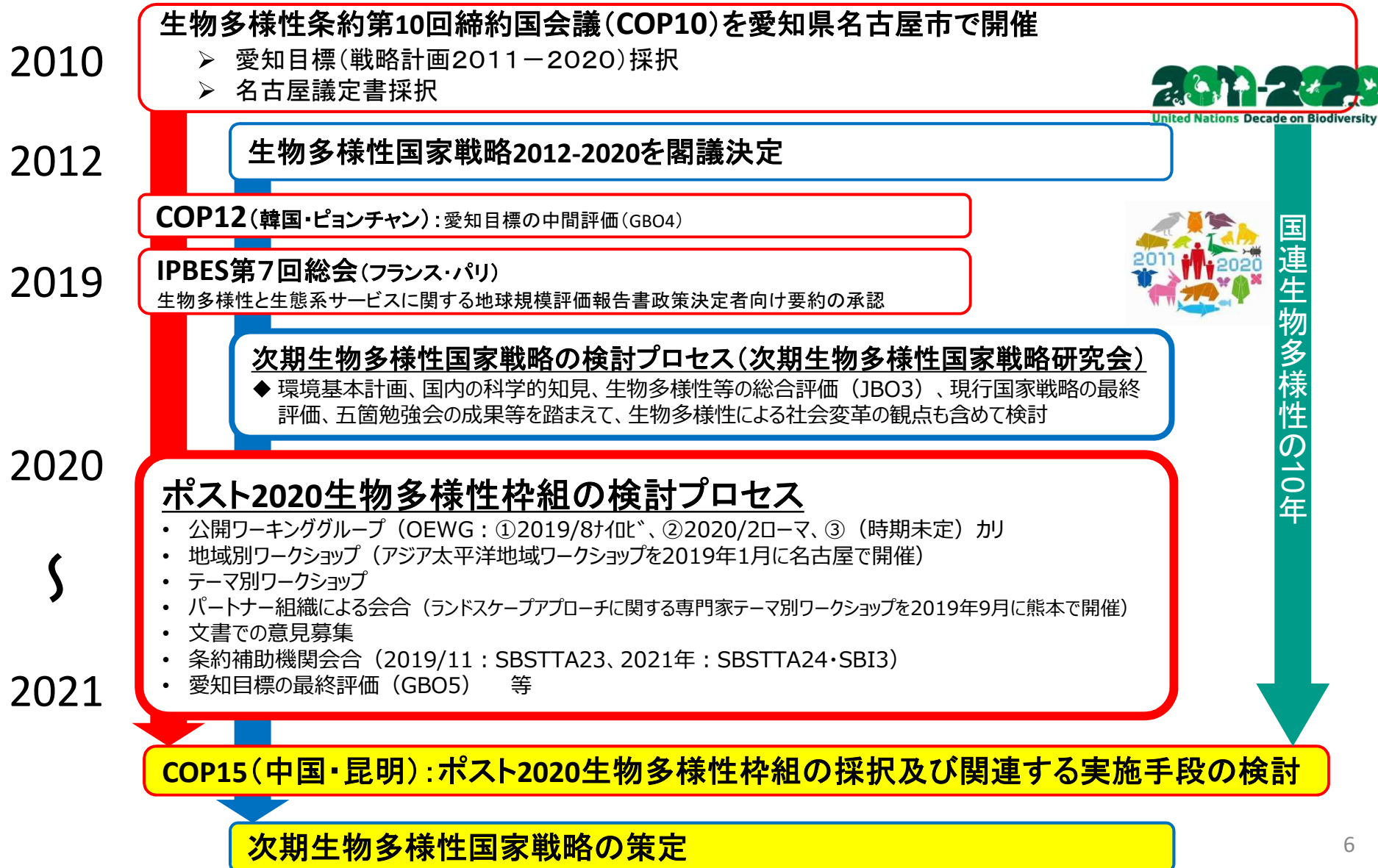


ポスト2020生物多様性枠組・次期生物多様性国家戦略策定に向けた流れ

- 2020年を目標年とする愛知目標は、新たな目標がCOP15（2021年5月／中国）で決定される。
- 次期生物多様性国家戦略は、新たな世界目標を踏まえて2021年中に策定する予定。



ポスト2020生物多様性枠組 日本の基本的ポジション

● 日本の経験・知見からの議論への貢献

- ・ SATOYAMAイニシアティブ ; 自然と対立しない・自然との共生、**地域自然資源の持続可能な利用**
- ・ 気候変動対策とのシナジー ; 生態系を活用した防災・減災 (**EcoDRR**) ・適応策 (**EbA**)
- ・ 社会経済活動とのシナジー ; **持続可能なサプライチェーンの構築**・テレカップリング、ESG金融
非意図的に侵入する外来種への対処
- ・ 海プラ問題とのシナジー ; **大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**

● COP10議長国の経験を踏まえた「合意形成」への貢献 ・ 次期目標の実施への貢献

- ・ 議長国 (中国) への助言
- ・ 途上国での生物多様性国家戦略策定支援、生物多様性日本基金

● SATOYAMAイニシアティブの経験による貢献

- ・ これまでの世界各地でのプロジェクト実施の経験を踏まえて、自然環境と人間活動を一体的に捉える「自然共生」の観点※から途上国の政策 (生物多様性国家戦略) 策定に貢献する。

● ポスト枠組みを踏まえた、生物多様性以外のセクターとのシナジー強化による国内施策の推進

- ・ ポスト枠組みでは、IPBES報告書も踏まえて社会経済活動や社会変革 (トランスフォーマティブ・チェンジ) の要素など、生物多様性の外側への対応が強化される。
- ・ 保護地域の設定・管理や、希少種保護等の伝統的な生物多様性施策に加えて、社会経済活動への生物多様性の主流化、気候変動や廃棄物対策とのシナジーを図る。

日本の重視項目(一部抜粋) 物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処

【国内施策】

- 2017年に初確認されたヒアリに対して、関係省庁や自治体と連携して確認地点における防除、全国港湾における確認調査等を実施している。
- ヒアリを含む侵略的外来種の非意図的な侵入への対策が課題。

【議論の進め方】

- 日中韓生物多様性対話（9月、日本）、TEMM22（11月予定、韓国）等を活用、引き続き日中韓三カ国におけるヒアリを含む侵略的外来種対策の協力について情報交換を進め、COP15での発信等について議論する。
- ポスト2020生物多様性枠組に対して、「各国間の情報共有の進捗」「防疫・物流に関する国際機関との連携強化」等を指標とすることも有効であること、具体的には、例えば国際植物防疫条約（IPPC）で検討されている海上コンテナの清浄化に関する取組など、他の枠組みとCBDとの連携の強化が進むことが重要であることを提案していく。

【参考・物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来生物種への国際的な対処】

- 国際的な物流量の増加等により、侵略的外来種の非意図的な侵入は今後も増大
- どの国も加害者・被害者になりうる共通の課題であり、企業リスクにも直結

<非意図的侵入への国際的対応例>

- ✓ IPPCにおいても、海上コンテナの清浄化に関する検討が2008年から行われおり、植物病害虫の侵入リスクに係る調査やIMO（国際海事機関）等の関連機関との情報交換が行われている。
- ✓ 船舶のバラスト水への対策については、バラスト水管理条約に基づき各国が国内法を整備し、処理設備の設置等が義務づけられている。

ポスト2020生物多様性枠組 更新版ドラフト※の構造

C ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

E 2030ターゲット

E(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合

14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減

15. 持続不可能な消費をなくす

16. バイオセーフティー 措置の確立・実施により影響を[x]削減

17. 最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保

18. 国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力

19. 啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保

20. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

F. 実施サポートメカニズム

G. 実現条件

H. 説明責任と透明性

I. アウトリーチ、啓発

※ゼロドラフトのアップデート版

E(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。

2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護

3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減

4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

5. 外来生物侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少

6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減

7. NbS、Ecosystem-based Approachesによる緩和・適応、防災・減災の増加

E(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保

9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減

10. NbS、Ecosystem-based Approachesにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献

11. 緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加

12. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

ポスト2020 生物多様性枠組

B 2050ゴール

D 2030マイルストーン

(A) 生態系・種・遺伝的多様性

- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
- (ii) 絶滅の恐れのある種の数[x%]減少、種の個体数[x%]増加

(B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- (i) 少なくとも[X]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示

(C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- (i) ABSの仕組みが全ての国で確立
- (ii) 配分された利益が[x%]増

(D) 実施手段の利用可能性の確保

- (i) 2022年までに、~2030年までの
- (ii) 2030年までに、~2040年までの各々実施手段が特定またはコミットされる

A.

2050年までに
自然と共生する世界